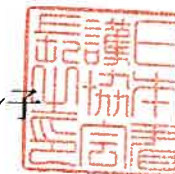


厚生労働省  
子ども家庭局長 渡辺 由美子 殿

令和2年3月23日

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



## 令和3年度 予算編成に関する要望書

母子保健法の一部改正が行われ、出産後一年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うことが、市町村の努力義務として法的に位置づけられています。

切れ目ない支援の一体的な実施に向け、社会的・経済的な状況に関わらず安心して子どもを産み育てることができる環境の整備には、医療機関を中心に地域の実情や医療機能の特徴に応じて支援する体制整備が重要です。

つきましては、令和3年度予算案等の編成および施策の推進にあたって、次の事項について実現を図られますよう、強く要望いたします。

### 要望事項

すべての妊産婦が、産後に必要な支援を受けられる体制整備の推進

- 1) 母子保健法第20条の2(医療施設の設備)に、「安全で安心な出産環境の確保」を国と地方公共団体の責務として明記されたい。
- 2) 母子保健法の一部改正を受け、より一層「産後ケア事業」の普及推進を図られたい。
  - (1)「産後ケア事業」の先駆的事例および実施状況等の動向把握のための調査を実施されたい。
  - (2)すべての市町村が「産後ケア事業」を実施できるよう補助金を増額されたい。

1) 母子保健法第20条の2(医療施設の設備)に、「安全で安心な出産環境の確保」を国と地方公共団体の責務として明記されたい。

- 少子化により、分娩を取り扱う病院の8割は、産科と複数の診療科との混合化となっている。
- 産科混合病棟では、産婦の分娩進行中に助産師が他科患者からのナースコール対応のためにその場を離れ、産婦が不安になった等の事例が報告され、妊産婦にとって安全で安心な出産環境とは言いがたい。
- 母子保健法第20条2(医療施設の整備)に明記されている、「妊産婦並びに乳児及び幼児の心身の特性に応じた高度の医療が適切に提供されるよう」に加え、医療施設の産科病棟で妊産婦が安全に安心して助産師のケアを受けられるよう『安全で安心な出産環境の確保』を明記されたい。

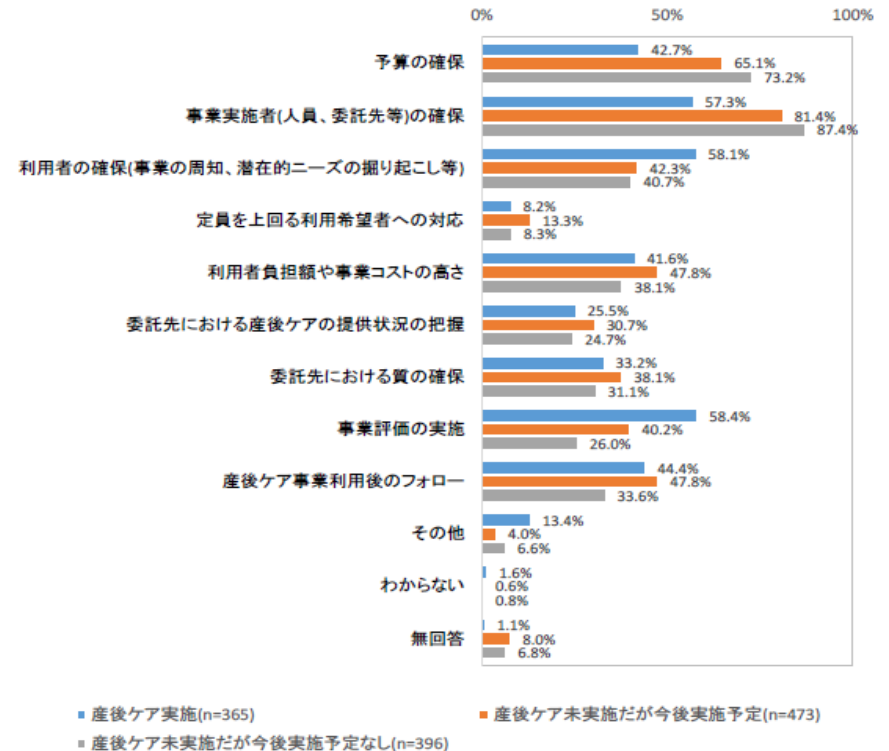
2) 母子保健法の一部改正を受け、より一層「産後ケア事業」の普及推進を図られたい。

- (1)「産後ケア事業」の先駆的事例および実施状況等の動向把握のための調査実施
  - 「産後ケア事業」の実施および未実施の自治体では、いずれも委託先の確保が困難と回答し、国や都道府県の支援を求める意見が報告されている。
  - 各市町村の課題に応えるためには、「産後ケア事業」に関する先駆事例を収集するとともに、実施状況等を把握するための調査が必要である。
- (2)すべての市町村が「産後ケア事業」を実施できる補助金の増額
  - 2018年度「産後ケア事業」の実施市町村は、全市区町村の38%(667自治体)と報告されている。
  - 産後ケア事業を実施する市町村の課題では、「需要が増えた場合や産後ケア事業を拡大していく際の予算確保の難しさ」、「財政上の事情により事業継続が困難となる」と回答し、未実施の市町村では、「利用1回当たりの費用が高く、予算確保が難しい」、「継続的な財政支援が必要である」等が報告されている。
  - すべての市町村が「産後ケア事業」を実施できるよう補助金を増額されたい。

図表1 母子保健法第20条の2(医療施設の設備)

国及び地方公共団体は、妊産婦並びに乳児及び幼児の心身の特性に応じた高度の医療が適切に提供されるよう、必要な医療施設の整備に努めなければならない。

図表2 産後ケア事業に関する課題(複数回答)【産後ケア事業の実施の有無別】



出典:産後ケア事業の現状及び今後の課題並びにこれらを踏まえた将来のあり方に関する調査研究 報告書(2018) みずほ情報総研株式会社